

第 82 回北九州市都市計画審議会 議事要旨  
(主な質問・意見と回答)

議題第 364 号 建築基準法第 51 条の規定による廃プラスチック類等の破碎施設の用途に供する  
建築物の敷地の位置について【若松区】

○質問・意見

1. 運搬計画の搬入台数は 15 台で搬出台数が 2 台となっている。搬出量 24 t なので、1 台で平均すると 12 t 運べるということができるのか。
2. 移設の主な理由と破碎をする時の火災の心配はないのかということをお願いしたい。
3. 量は増加したということは、破碎機も大きくなるということでしょうか。
4. 破碎機に運ばれる子供の遊具等に電池等が入っている可能性があり、今この近辺では破碎による火災が増えてきている。その辺りを踏まえて、もう一度火災に対する危機管理の対応をお願いしたい。
5. B 敷地の焼却の処理能力は上がると思うが、許可内容の変更に関しては、審議する必要というのはないか。
6. 資料 1 記載の処理量（廃プラスチック類 78t、木くず 125.94 t、がれき類 128.03 t）と搬出量（24 t）のギャップがかなりある。それは、どのようになるのか。
7. 将来的には搬出量が 24t よりも、増えることを想定されているとのことか。搬入出量の車の台数が、今後増えるということも想定されるということか。

●回答

1. 搬出の際に使用するのは、大型車を使うと聞いている。対応できると考えている。搬入の場合は 4 t 車で持って来るとのことである。
2. 移設の理由は最近量が増えてきているため、具体的には、3 年前は 1 日 7t 程度だったが、その倍の受入計画になっている。火災については、消防には、消火器、警報機を規定数設置するという指導を受けている。また、会社では月 1 回社内訓練によって、緊急時の関係部署への連絡体制等を確認している。
3. 破碎機を 1 機移設するのと、もう 1 機新しい破碎機を購入する計画である。
4. 電池については、再度、事前の確認というのを徹底するように指導したい。
5. 破碎機の性能が高いものを購入するため、リサイクル率が 90%になり、残り 10%を焼却する。リサイクル率が上がるため、焼却の量は増えない。また、B 敷地については、マイナス側になるということで、都市計画審議会に諮る対象ではなく、許可の軽微な変更という手続きをとる。
6. 処理量は機械の性能であり、実際に持ってくる量よりも将来を見越して能力の高い機械を入れるということである。機械を入れ替える都度、都市計画審議会で審議するのではなく、あらかじめ大きい機械を入れておくという計画である。
7. 処理する量が増えれば、搬出入の車の台数というのも、増える可能性はある。

議題第 365 号 北九州広域都市計画地区計画の変更について（北九州市決定）

青葉台サイエンスパーク【若松区】

○質問・意見

8. 「研究・開発地区」で研修・研究用途を兼ねる「工場」は認めていて、「生活・関連業務関連施設地区」で建築できないもの事例として「工場」というのがあるが、どのような基準で分けているのか。
9. 研修・研究用途を兼ねる「工場」というのは、具体的にはどのようなものか。
10. 住民説明会の回数と、どういう形で募って行ったのか。住民説明会ではどのような感じだったのか。
11. 495号沿いに、グリーンベルトと調整池などの、バッファゾーンが機能してるかと思うが、将来的に沿道利用の可能性があるのであれば、きちんと保存して残すということが担保されているのかどうか。
12. 芦屋中央病院に直接アクセスできる道路は図面やグーグルマップでは見えないが、これは整備済みということで、よいのか。

●回答

8. 「生活・業務関連施設地区」については、基本的には工場は不可としているが、食品工場、パン屋さんなどができるような建築基準法上の住宅地域で許容されている工場だけを許容している。
9. 市長が別途定める運用基準というのがあるが、もともとはIT関連に限ったものだったが、今回はロボット関連等の他の業種についても運用基準の中で広げることを考えている。
10. 昨年の7月に自治会長に説明後、地元の会合で直接説明して欲しいということだったので出向いて説明した。福祉系の施設が立地できるのはありがたい、近隣にスーパー等がほとんどなく、近くに歩いて買い物に行けるような場所があるのは単純に助かる、というような意見があった。芦屋中央病院との間に連絡道路ができて、すぐに病院に行けることや調剤薬局及び他のクリニックと等が立地しやすくなったため、概ね皆さんには賛同をいただいた。
11. ここのサイエンスパークの地域は、495号より立地上かなり高い地域にあつて、沿道施設でそこから直接アクセスできるという状況ではない。将来的にもここを沿道利用ということはない。今ここを緩衝帯ということで、一部の建築物、周辺の住環境に影響を与えるようなものについては、制限をしているため、今後そういう大規模なものや周辺に影響が出るというものが来るということは想定していない。
12. 芦屋中央病院の連絡道路については、8月2日供用開始している。